

お知らせ（薬）024
平成29年3月22日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成29年3月31日であることから、平成29年4月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 次に掲げる厚生労働省告示に基づく経過措置医薬品の廃止（別表1）
 - (1) 平成28年3月4日付け厚生労働省告示第51号
 - (2) 平成28年6月16日付け同第253号
 - (3) 平成28年8月30日付け同第324号
 - (4) 平成28年11月17日付け同第393号
 - (5) 平成28年12月8日付け同第410号

- 2 前1の(1)に基づき廃止となる薬価基準収載医薬品の商品名医薬品の廃止（別表2）